足立区

第２期 足立区 子ども・子育て 支援事業計画

（令和２年度～令和６年度）

夢や希望を信じて
生き抜く人づくり

足立区教育委員会子ども政策課

はじめに

近年、少子化や核家族化、個々のライフスタイルや働き方の多様化等により、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、変化の一途をたどっています。

平成３０年度に子育て世代を対象に実施したニーズ調査では、未就学児の母親のフルタイム就労割合は、５年前と比較して１３．５ポイント増加し、４割を超えました。また、９割を超える保護者に、子育てをする上で気軽に相談できる人がいる一方で、悩みを相談できない保護者が一定数おられることもわかりました。

また、今般の計画は、「第１期子ども・子育て支援事業計画」を見直し、足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む）の皆様のほか、パブリックコメントを通してより幅広い方々からのご意見も頂戴いたしました。

明らかになったニーズや頂いたご意見を勘案し、新たな視点として「子育て支援の質の向上」と「ライフステージ間のつなぎの強化」を加え、施策を充実いたしました。

今後ともスピード感をもって施策の充実に取り組んでまいります。

令和2年3月

足立区長　近藤　やよい

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の背景 3
２　これまでの足立区の取り組み 4
３　計画の位置付け 5
４　計画の期間 7
５　計画の策定体制 7
６　計画の推進体制 9

第２章　足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 . . . 11

１　足立区の概況 13
２　子どもや子育て家庭を取り巻く状況 16
３　第１期計画の事業進捗の状況 25

第３章　計画の基本理念、基本目標 29

１　基本理念 31
２　計画の体系 31
３　施策の体系図 36
４　計画の評価・指標について 38

第４章　各施策の取り組み..... 39
施策群１　家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む..... 41
施策１－１　子どもの心身の健全な発達の支援..... 41
施策１－２　就学前からの学びの基礎づくり..... 45
施策１－３　特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実..... 48
施策１－４　子どもが社会と関わる力を育むための成長支援..... 51
施策群２　妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える..... 53
施策２－１　妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実..... 53
施策２－２　子育てと仕事の両立支援..... 56
施策２－３　困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止..... 60
施策２－４　安全・安心に子育てのできる生活環境の整備..... 63
施策別指標一覧　施策群１..... 66
施策別指標一覧　施策群２..... 74

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策. 83
１　本章の位置付け..... 85
２　区域の設定..... 85
３　「量の見込み」と「確保の方策」の算出..... 90
４　「教育・保育」の量の見込みと確保方策..... 91
５　「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策..... 104

第６章　資料編..... 139
１　計画策定の経過..... 141
２　足立区地域保健福祉推進協議会条例等..... 142
３　足立区地域保健福祉推進協議会等委員名簿..... 146
４　新・足立区放課後子ども総合プラン..... 149

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢社会の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展してきており、学校や学びの在り方なども新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

これまで国は、平成 24 年８月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させ、平成 27 年４月から幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図る『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 31 年４月時点の全国の待機児童数は１万 6,772 人と減少傾向にはあるものの、未だ保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できる状況にはありません。待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年６月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和４年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年９月には、国は『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくことが求められました。

2　これまでの足立区の取り組み

足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成 27 年 3 月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。計画の推進にあたり、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念とし、「切れ目なく支える」ことを重点目標として、子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、様々な事業を展開してきました。

その一つに、「あだちスマイルママ＆エンジェルプロジェクト（ASMAP）」があります。本事業は、すべての妊産婦を対象に、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を目指し、「気づく」「つなぐ」「支える」「見守る」の視点で、母子保健コーディネーターが、きめ細かく妊産婦の相談・支援にあたっています。

また、平成２７年度には４歳から６歳の未通園児も含めて、すべての子どもを対象とする「あだちっ子歯科健診」を開始しました。この取り組みは、足立区歯科医師会、教育・保育施設の協力のもと、子どもの将来にわたる健康の基礎づくりとして力を入れており、全国でも例がない取り組みです。延べの受診者は、事業開始から平成３０年度までで 62,901 人となっています。

さらに、「子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）」は、児童館や商業施設の活用を図ることで、区内実施は 64 か所（平成３１年４月１日現在）に及び、その規模は都内有数で、子育て世帯の居場所として、仲間づくりや子育ての悩みを気軽に相談できる場として機能しています。

待機児童対策では、区全域を 13 ブロック 49 メッシュに分割し、緻密な需要分析に基づくプラン「足立区待機児童解消アクション・プラン」を策定することで保育の適正な量の確保に努めてきました。その結果、令和２年４月の待機児童解消まで「あと１歩」というところまできています。

様々な子育てニーズに対応するため、「家庭的保育（保育ママ）」にも力を入れ、平成３１年４月現在１４７人の保育ママが活躍中であり、その数は全国１位となっています。給食提供については、給食実施保育ママからの搬入など全国に先駆けた取り組みを行ってきました。

このような実績や成果は、地域の団体、関係機関をはじめ、区民との協働・協創により、一歩ずつ、着実に培われてきました。

この度、更なる施策の進展を目指し、『第２期足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、各計画とも連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

３　計画の位置付け

（１）法的な位置付け

本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画であり、「足立区教育大綱」で掲げられた基本理念「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を共有します。また、同じ分野別計画である「足立区教育振興ビジョン」の下部計画となります。

さらに、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく次世代育成支援対策を内包する「区市町村行動計画」を兼ねた計画です。

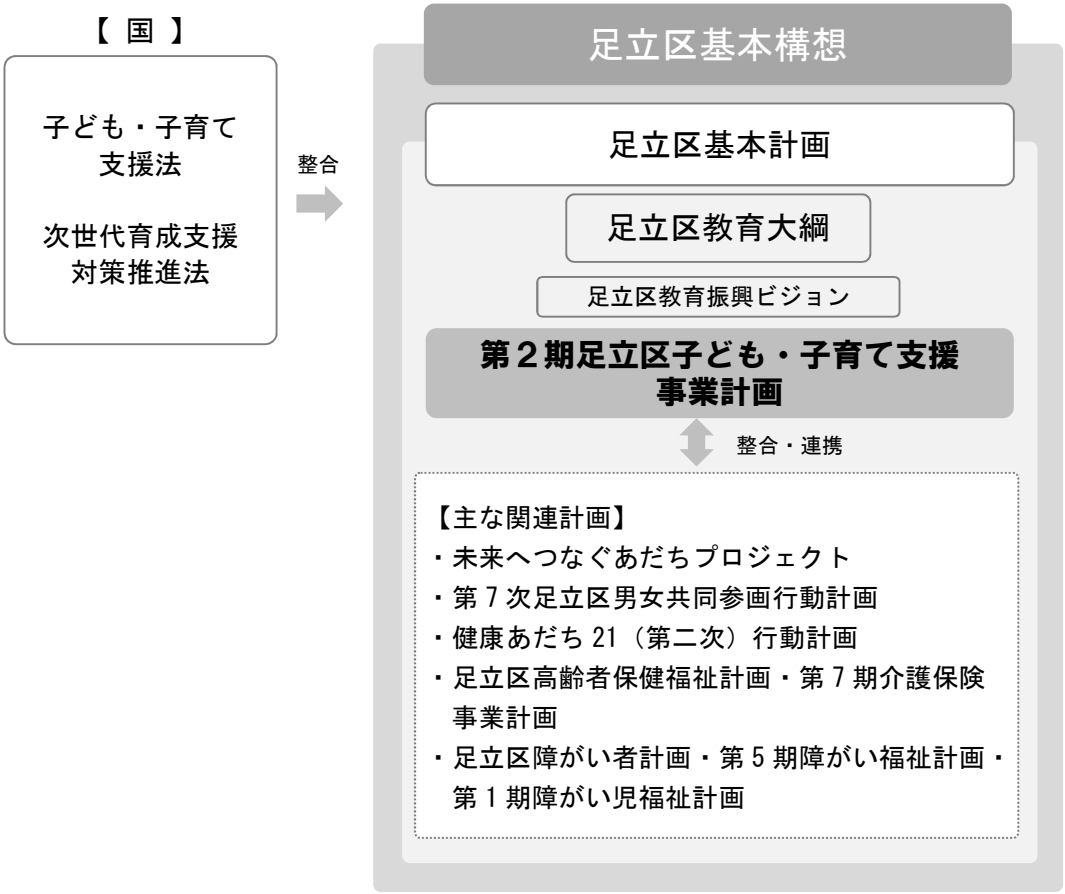

（２）計画の対象

本計画の対象は、就学前児童（０～６歳）とその保護者を基本としますが、子ども会を中心とした地域活動におけるジュニアリーダーの育成など、青少年の成長支援に関することや、保護者の就労や病気などにより放課後に子どもを保育できない家庭の小学生（１年生から６年生を対象）を保育する学童保育室に関することは、関連事業として、本計画に規定しています。

（３）「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」との関連性

足立区では、「治安・学力・健康・貧困の連鎖」を４つのボトルネック的課題（＝克服しない限り区内外から正当な評価が得られない根本的課題）と位置付け、取り組みを進めてきました。しかし、これらに共通する根本の原因は「貧困の連鎖」にあると考え、貧困の連鎖を断つため、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいます。

子ども・子育て支援事業計画で掲げる各施策は、その多くが子どもの貧困対策に関連しているものであることから、未来へつなぐあだちプロジェクトの進捗状況を踏まえながら、子ども・子育て支援施策を総合的かつ実効性をもって推進していきます。

■　基本計画、貧困対策実施計画等と子ども・子育て支援事業計画との関連図

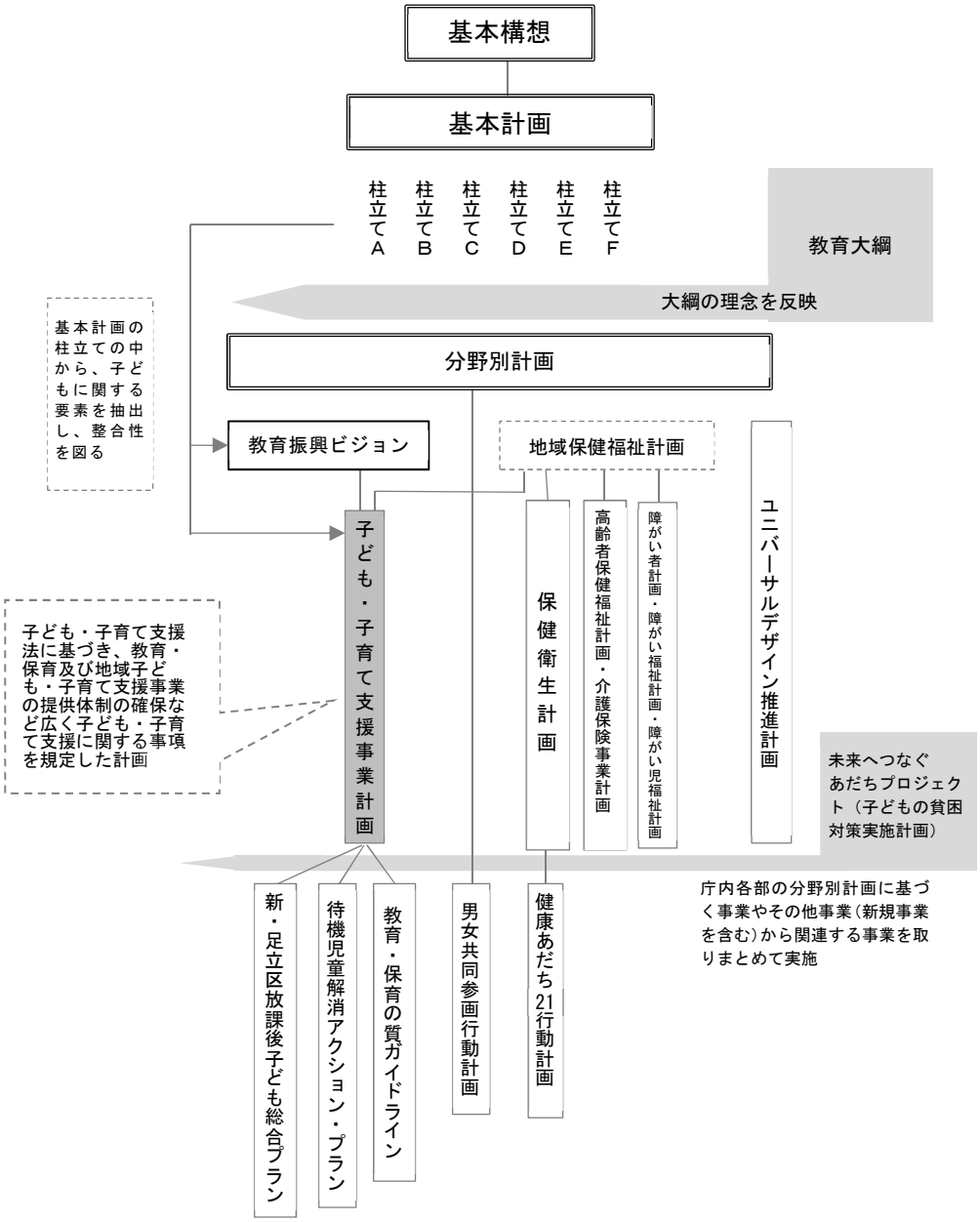

４　計画の期間

国は、「子ども・子育て支援事業計画」を５年ごとに策定するものとしていることから、令和２年度から令和６年度までを第２期計画期間と定めます。

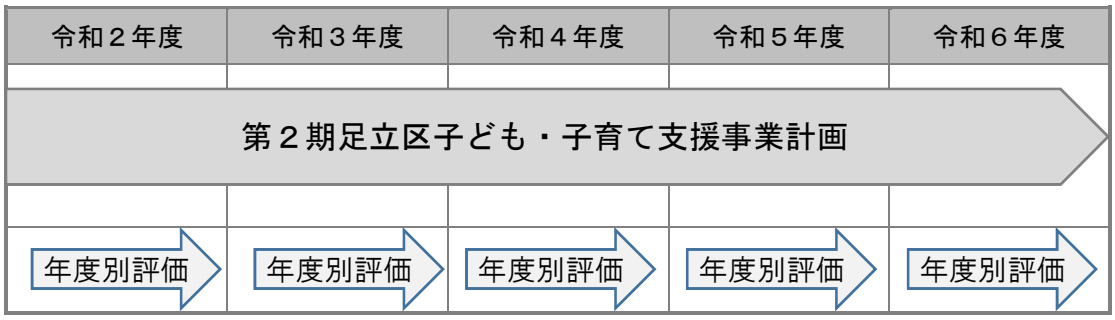

※　年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

５　計画の策定体制

（１）区民ニーズ調査の実施

足立区では、令和２年度から令和６年度を計画期間とする「第２期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、本計画の策定の基礎資料となる子育て世帯の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

ア　調査対象

就学前児童（０～５歳児）の保護者から 6,750 件、小学生児童（１～６年生）の保護者から 3,200 件、合計 9,950 件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

イ　調査期間

平成 31 年１月 31 日から平成 31 年２月 20 日

ウ　回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	6,750	3,110	46.1%
小学生児童の保護者		3,200	1,485	46.4%

（２）足立区子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実状を踏まえた計画とするため、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む。以下、「推進協」という。）」を子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」と位置付け、計画内容を協議しました（協議の経過については、第６章資料編参照）。

（３）パブリックコメントの実施

令和元年 11 月 1 日から 30 日まで、パブリックコメントを実施し、計画案に対して幅広いご意見をいただきました。

６　計画の推進体制

（１）推進組織

本計画で定めた目標に基づき、計画的に子ども・子育て支援施策を推進していくため、「推進協」にて点検・評価を行っていきます。

（２）計画の進捗状況の管理

本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「推進協」を開催し、PDCA サイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。
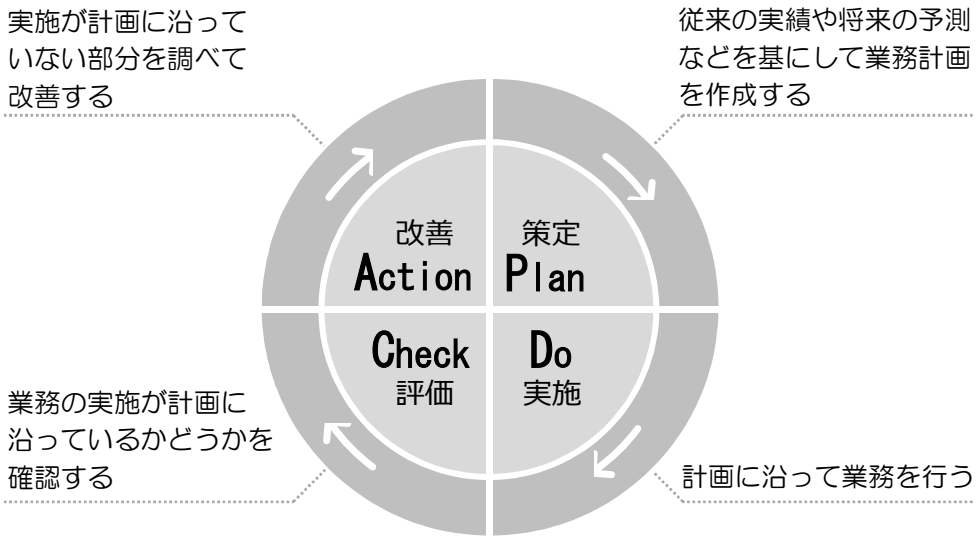
ＰＤＣＡサイクルのイメージ